

試験合格および資格登録に関わる規約

定義

- ・本規約：試験合格および資格登録に関わる規約を指します。
- ・資格合格者：本資格の試験に合格した者を指します。
- ・資格登録者：資格合格者で、当学会が定める所定の方法にて資格登録の手続きを行い資格認定を受けた者を指します。
- ・活動：認定を受けた資格の知識及び技術の範囲内において、呼称を使用した活動を指します。

第1条（資格の種類）

メンタルケア学会（以下「当学会」といいます）が認定する資格は、以下のとおりです。（以下の資格を総称して「本資格」といいます）

（1）メンタルケアカウンセラー[®]

心理学の入門知識およびコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有することを証明します。

（2）メンタルケア心理士[®]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有することを証明します。

（3）准メンタルケア心理専門士[™]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力のうち、一定の知識基準を修得したことを証明します。

（4）メンタルケア心理専門士[®]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力を有することを証明します。

（5）ペットロス・ハートケアカウンセラー[™]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有し、ペットロスの基本的理解と支援の一定の基礎能力を有することを証明します。

（6）アニマル・ペットロス療法士[®]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力を有

試験合格および資格登録に関わる規約

し、ペットロスに悩むクライアントに対して、相談、支援、そして心理療法を駆使しペットロスから解放する能力を有することを証明します。

第2条（資格の認定）

1. メンタルケア心理士の認定

（1）当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、メンタルケア心理士認定試験に合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケア心理士資格を認定し、メンタルケア心理士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、メンタルケア心理士の呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）メンタルケア心理士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

2. 准メンタルケア心理専門士の認定

（1）当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、准メンタルケア心理専門士に合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることで准メンタルケア心理専門士資格を認定し、准メンタルケア心理専門士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、准メンタルケア心理専門士の呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）メンタルケア心理専門士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

3. メンタルケア心理専門士の認定

（1）当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、メンタルケア心理専門士に合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケア心理専門士資格を認定し、メンタルケア心理専門士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、メンタルケア心理専門士の呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）メンタルケア心理専門士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

4. ペットロス・ハートケアカウンセラーの認定

（1）当学会が定める等級に準じる受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、ペットロス・ハートケアカウンセラーに合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることで合格した等級に基づい

試験合格および資格登録に関わる規約

たペットロス・ハートケアカウンセラー資格を認定し、ペットロス・ハートケアカウンセラーの呼称を等級名称とともに使用することができます。(資格登録者)

(2) 資格登録をしない場合、ペットロス・ハートケアカウンセラーの呼称を使用することはできません。

(3) 受験規約の内容等については、別途定めます。

(4) ペットロス・ハートケアカウンセラーは特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の商標です。

5. アニマル・ペットロス療法士の認定

(1) 当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、アニマル・ペットロス療法士に合格した者(資格合格者)は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでアニマル・ペットロス療法士資格を認定し、アニマル・ペットロス療法士の呼称を使用することができます。(資格登録者)

(2) 資格登録をしない場合、アニマル・ペットロス療法士の呼称を使用することはできません。

(3) 受験規約の内容等については、別途定めます。

(4) アニマル・ペットロス療法士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

6. メンタルケアカウンセラーの認定

(1) メンタルケアカウンセラー資格は、当学会が指定する認定講座を受講し、修了した場合(資格合格者)に本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケアカウンセラー資格を認定し、メンタルケアカウンセラーの呼称を使用することができます。(資格登録者)

(2) 資格登録をしない場合、メンタルケアカウンセラーの呼称を使用することはできません。

(3) 受験規約の内容等については、別途定めます。

(4) メンタルケアカウンセラーは特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

第3条 (資格認定証の交付)

1. 当学会は、本資格の認定を受けた者に対し、資格認定証書及びカード、ピンバッチを交付します。なお、ピンバッチの交付は第2条1、3、5項に該当する資格のみとします。

2. 資格認定証を破損又は紛失した場合は、当学会へ速やかに申出を行い所定の手続きを行うことで認定証の再発行を行うことができます。また、申請登録時に届け出た内容(氏名・住所等)に変更が生じた場合は、これと同じく当学会へ速やかに申出を行わなければなりません。

試験合格および資格登録に関わる規約

第4条（資格登録者の責務）

1. 常に認定を受けた資格に関する最新の情報を集め、自己研鑽に努めなければなりません。
2. 認定を受けた資格の関連法令の改正、知識、技術の変化等に伴い、認定を受けた資格の知識及び技術の範囲を当学会が変更した場合、資格登録者は当学会が定める所定の方法で知識の補完を行わなければなりません。
3. 活動を行うにあたっては、自らの利益にとらわれることなく、クライアントの利益を優先しなければなりません。
4. クライアントと利益相反が生じる場合、活動をしてはなりません。また、利益相反事項に該当しなくとも、自らの中立性を損なう可能性がある場合については、活動をしてはなりません。
5. 認定を受けた資格取得者としての活動により知り得た個人情報について、情報の流出、漏洩、紛失等の事故がないよう厳守しなければなりません。
6. 資格の名義を第三者へ利用させてはなりません。

第5条（活動報告義務）

当学会に対し、資格登録者の活動について、クライアントもしくは他の資格登録者からの苦情、又は行政庁もしくはそれに準じる団体からの申入れがあった場合、当学会は、当該資格登録者の活動内容を調査し、報告を求めることができます。資格登録者は、当学会からの調査に協力し、求められた事項を報告しなければなりません。

第6条（資格の喪失・停止）

1. 資格登録者が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
 - (1) 各種申請書類に虚偽が認められたとき
 - (2) 法律に違反する行為を行ったとき
 - (3) 資格を剥奪されたとき
 - (4) 資格喪失届を提出したとき
 - (5) 死亡、または失踪宣言を受けたとき
2. 資格登録者が次の各号の一に該当する場合は、その資格を停止する。

- (1) 第4条2項に違反したとき

なお、第6条2項1号の理由で資格の停止となり、再度資格登録を希望する場合は、当学会の定める所定の手続きを完了し、再度資格登録の手続きをしなければなりません。第6条1項の理由により、資格を喪失した場合は、いかなる場合でも資格の登録はできないこととします。

第7条（資格の剥奪）

当学会は、以下の事由に該当した資格合格者、資格登録者に対し、何ら事前の告知をする

試験合格および資格登録に関わる規約

ことなく、認定資格を剥奪することが出来ます。

- (1) 受験規約および本規約に違反した場合
- (2) 不正の手段により、資格認定を受けていた場合
- (3) クライアントの個人情報を漏洩・譲渡・目的外で使用を行った場合（故意か否かは問いません）
- (4) 当学会が認定した資格の呼称を使用し、活動範囲外の活動を行った場合（医師法、薬剤師法、薬事法その他活動に関連する関連法規に違反する言動、業務を行った場合）
- (5) 当学会ならびに特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会、後援団体の名誉、社会的な地位を毀損、失墜させた場合
- (6) 第5条で定める調査協力、報告の義務を怠り、または虚偽の報告をした場合
- (7) 当学会が改善を要請した後も改善の見込みがないと当学会が判断した場合
- (8) 当学会の名称を許可なく使用し、または当学会と誤認させる表現を使用した場合
- (9) 当学会の会員及び資格合格者、資格登録者に対して、マルチ商法、ネットワークビジネス、宗教活動への勧誘を行った場合
- (10) 当学会が主催する研修会、セミナー、資格認定試験において、参加者に対して当学会の許可をなく営業活動を目的とした勧誘を行った場合
- (11) 本資格の指定テキスト、当学会からの提供物の転売、無断公開等当学会が有する著作権を侵害した場合
- (12) 当学会の定める資格認定制度と類似した教材の製作及び養成講座を開催した場合
- (13) 当学会または当学会の関係者に対し、暴行、脅迫、不当要求、強要、押しかけなどの行為を行った場合
- (14) その他、資格剥奪をせざるを得ない行為を行った場合

第8条（呼称の使用）

1. 第2条に基づき本資格の呼称が使用できます。
2. 当学会及び本資格ロゴマーク・ロゴタイプ

資格登録者が、資格登録時に当学会から提供される提供物以外に使用することを禁止します。

第9条（免責事項）

当学会は資格登録者が行う活動について、そこで発生した事故、損害に対し一切関与いたしません。これにより当学会が責任及び損害に伴う賠償を負うことはありません。

第10条（損害賠償請求）

資格合格者及び資格登録者が、当学会の名誉及び信頼・信用・社会的地位を著しく毀損し

試験合格および資格登録に関わる規約

失墜させた場合、その者に対し損害賠償請求をすることがあります。

第11条（改定）

本規約は、当学会理事会の決議により変更できます。本規約が改定された場合、本規約は、資格合格者及び資格登録者に遡及的に適用されます。

第12条（その他）

ここに定めのない事項については、全て当学会によって決定します。

第13条（附則）

本規約は、平成28年4月1日より実施します。